

Q & A

患者が治療費を支払ってくれないときの対応は？

ある患者が当院で手術を受け、その後 1 ヶ月ほど入院していました。その治療費が 50 万円になるのですが、未だに支払ってくれていない状況です。

Q1. これまで電話や自宅訪問などをして支払ってもらうよう交渉をしているのですが、「今日
は持ち合わせがない」などと、いつも何かと理由をつけて支払ってくれません。もう退院
から 3 年近くが経っています。どうしたらよいでしょうか。

Q2. 医療過誤なので治療費は支払わないと言われました。どのように対応すればよいでしょう
か。

A1.

1. 内容証明郵便による請求

任意で交渉しても支払ってもらえない場合、内容証明郵便による督促状を出してみることを考
えられます。内容証明郵便とは、誰が、誰宛てに、いつ、どのような内容で、手紙を出したかを
郵便局が公的に証明してくれます。近年は、内容証明郵便で督促状を出しても直ちに支払って
もらえないことも珍しくありませんが、公的な証明にもなる内容証明郵便により督促状を出すこ
とで、単に事務職員が電話や自宅訪問することよりは、強い姿勢で臨んでいることを示すことが
できますし、心理的に支払いを促す効果が期待できます。

2. 消滅時効の考慮

本事例では、もう退院から 3 年近く経っているということですので、法的には消滅時効も気
にしておくはなりません。現在の民法では、診療報酬は 3 年で消滅時効が完成します（これは
公立病院でも私立病院でも変わりません）ので、このまま特に何もせず 3 年が経過し、その後
患者から消滅時効の意思が表明されれば、基本的には支払いを求める権利が消滅してしまいます。

そこで、時効を完成させないよう時効を「中断」させる必要があります。時効が中断すれば、
その時点から新たに 3 年の時効期間が進行するためです。民法には中断事由として、いくつか
の行為や事実が規定されていますが、典型的なものとして、債務者が債権者に債務を承認する債
務承認があります。本件のケースでも、後日、患者から「もう時効なので支払わない」と言われ
ないよう、未払い治療費 50 万円があることの念書をとっておく必要があります。また、患者が

50 万円の一部を支払った場合にも、債務承認とされますので、分割払いの事実があっても時効が中断されます。

ほかにも、支払いを求める行為（内容証明郵便による督促も含む）も、「催告」という時効中断事由になります。ただ、法的には催告行為から 6 ヶ月以内に訴訟提起などの裁判手続がとられなければ時効中断の効力が消滅しますので、注意してください。なお、現在の民法では、消滅時効は 3 年ですが、2017（平成 29）年、民法の一部を改正する法律が成立し、原則 5 年になりました。この新民法は、2020（令和 2）年 4 月 1 日から施行されます（施行日より後に成立した報酬債権が新民法の適用を受けます）。

3. 法的手続きの検討

任意の交渉でも、内容証明郵便での督促でも、支払いがない場合は、訴訟などの法的手続を利用し、最終的に強制執行により回収することを検討することになります。

少額訴訟、支払督促、そして、通常の民事裁判とありますが、簡易で迅速な手続きという観点から、少額訴訟又は支払督促手続きとなります。少額訴訟は 60 万円以下の請求の場合に限り利用でき、原則として 1 回の審理で紛争解決が図れます。一方支払督促は、申立人の申立て内容だけを裁判所書記官が審査して金銭支払いを命じる手続きで、非常に簡易で、手数料も通常裁判の半分で済んで経済的です。ただ、患者が手続きに異議を申立てれば、強制的に通常の民事裁判に移行しますので、支払内容等について患者と争っているような場合は、支払督促を選択しても、結果的に通常の裁判と変わらないということも多いです。

どの手続きを利用しても、最終的に患者に支払い能力がなければ意味がありません。そのため、実務的には、事前に、患者の年齢や職業・勤務先、家族構成、登記事項証明書から不動産所有の有無、また預貯金がある金融機関名、取り扱い支店名の確認をしたりして、患者に支払能力があるかを調査することになります。ただ、これらの財産調査も簡単にいかないことも少なくありません。

このように法的手続を利用しても、手続きにかかる時間や費用や患者の財産状況も考慮に入れなければならない、本件のように未払い金額が低額であれば、法的手続を利用することも躊躇するところです。従って、実際に法的手続を利用するかは、未払額と法的手続にかかるコストを比較考慮して決定することになります。

A2.

いままでは支払う、持ち合わせがないから支払えないと言っていた患者が、突然、医療過誤があったから支払わないなどというような場合であれば、明らかにその場しのぎの言い訳と判断できますが、ただ、経過等から医療過誤の疑いがあるような場合は、きちんとした精査が必要です。本当に治療行為に過誤があるようなら、その過誤により生じた損害を患者に賠償しなければならず、自院の入通院費用も、損害賠償の範囲に含まれる可能性があるからです。

したがって、患者や院内関係者に事情を聞き、保険会社・弁護士等への報告・相談するなどして、医療過誤の有無を調査し、治療費を請求できるかを検討する必要があります。

なお、調査により時効は中断しませんので、未払治療費の消滅時効の完成については、同時に注意する必要があります。

【参考文献】

- ・ 西内 岳 他編. Q&A 改訂版病院・医院・歯科医院の法律実務. 東京: 新日本法規出版; 2016.

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [CASE 22 未払いを繰り返す患者***](#)
- ・ [CASE 13 時効***](#)
- ・ [- 第 120 回 - 病院が訴訟で医療費を請求したところ反対に損害賠償請求された事例から学ぶ***](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。